

令和7年度の後期高齢者医療保険料

保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する『均等割額』と、前年の所得に応じて負担する『所得割額』の合計で計算します。令和7年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

均 等 割 【1人当たり保険料】 52,953円	+	所 得 割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和6年中の所得－最大43万円の控除)×11.79%	=	1年間の保険料 【限度額80万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	---	---	---

※1年間の保険料の上限額は80万円になります

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します

※所得とは、前年の『収入』から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです

※前年の所得金額により、所得割に適用される43万円の控除額が異なる場合があります

保険料の軽減

●均等割の軽減(年額)

▷ 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も、判定の対象です

▷昭和35年1月1日以前に生まれた人の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します

対象者の所得要件(所得が次の金額以下の世帯)	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)	7割軽減
43万円+(30万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数－1)	5割軽減
43万円+(56万×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数－1)	2割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する人となります

▷給与等の収入金額が55万円を超える人

▷ 公的年金の収入金額が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える人

●被用者保険の被扶養者だった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった人は、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含みません。

保険料の支払い方法

保険料の支払いは『年金からの支払い』と『口座振替』を選ぶことができます。口座振替を希望される人はお申し出ください。

ただし、次のいずれかに当てはまる人は『年金からの支払い』ができないため『納入通知書』や『口座振替』により納めていただきます。

- 介護保険料が年金から引かれていない人（年金額が年額18万円未満の人）
- 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分以上を超える人
- 新たに制度に加入し、半年が経過していない人

※国民健康保険税の口座振替は自動継続されません、再度、税務課収納係へ申し出を行ってください

【問い合わせ】 ○町民課保険医療係 ○税務課収納係 ○税務課課税係
○北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ
～ 保険証及び資格確認書の一斉更新について～

現在、お手元にある国民健康保険や後期高齢者医療の保険証(または資格確認書、資格情報のお知らせ)の有効期限が令和7年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。それに伴い、新しい有効期限の資格確認書または資格情報のお知らせを送付いたします。申請等は不要です。

●国民健康保険

国民健康保険については、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下、マイナ保険証）を保有しているかどうかで、送付する資格書類が異なります。なお、国民健康保険の加入や脱退の手続きは、これまでどおり必要です。

《マイナ保険証をお持ちでない人》 《マイナ保険証をお持ちの人》 資格情報のお知らせ

様 式：下のとおり 様 式：右のとおりの (交付者名)
(保険者番号)

資格書類：資格確認書

大 き さ：カードサイズ

書類の色：薄緑→薄ピンク

</

●後期高齢者医療

後期高齢者医療については、マイナ保険証の保有状況に関わらず、

令和8年7月末までの暫定的な運用として一律で全被保険者に資格確認書を送付します。

[illegible]

資格確認書の①限度区分、限度区分の発効期日②長期入院該当日③特定疾病区分、特定疾病区分の発効期日欄については、本人の希望に基づいて、申請により並記することが可能です。

なお、過去に「限度額適用・標準負担額認定証」や「限度額適用認定証」が交付されていた人は、①②がすでに並記されていますが、本人の希望により申請していただくことで資格確認書に並記しないことも可能です。

①限度区分…医療費が高額になったときの自己負担限度額や入院した時の食事代などの区分を示しており、前年の所得に応じて決まります。

②長期入院該当日…直近12ヶ月の入院日数が90日を超える町民税非課税世帯（区Ⅱ）に該当し、申請により認定を受けている方のみ記載できます。

③特定疾病区分…特定疾病療養受療証をお持ちの方で資格確認書に並記を希望する場合は、申請により記載できます。

■有効期限の切れた保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）は、令和7年8月1日以降に役場1階3番窓口に戻還していただくか、ご自身で細かく破いて処分してください。